

第2回放置自転車対策検討懇談会 会議記録

1 会議の開催日時及び場所

平成25年7月19日（金）午後2時から午後4時まで

現地視察 旭川駅高架下駐輪場，旭川駅前広場駐輪場（駅北広場）ほか

会議 旭川市シニア大学専用施設 講座室（旭川市1条通7丁目フィール旭川7階）

2 出席委員

大矢 二郎，吉地 望，深尾 弘司，山城 明伸（代理），菅野 直行，加藤 正順，
林 隆俊，廣川 泰市（代理），踊場 稔洋（代理），金丸 俊明，水落 良次，須藤 学，
平 勇人，田澤 清一，佐々木 恵一，東 光男，後藤 純児 計17名

3 事務局

祖母井土木部次長，中田土木管理課長，関土木管理課主幹，鷲見土木管理課課長補佐，佐瀬
土木総務課主査，清水土木管理課主査，佐橋土木管理課主査

4 傍聴者

なし

5 会議概要

(1) 開会

(2) 駐輪場及び買物公園等現地視察

旭川駅高架下駐輪場及び旭川駅前広場駐輪場（駅北広場）の利用状況等，平和通買物公園の
路上駐輪の状況について出席委員全員で視察

(3) 議事

ア 駐輪場利用啓発等のソフト対策の実施内容等について

イ 自転車の放置禁止区域設定の可否等について

ウ その他

(4) 閉会

○ 議事内容

5-(3)ア 駐輪場利用啓発等のソフト対策の実施内容等について

駐輪場利用開始後の路上駐輪対策の実施状況等について，資料に基づき事務局から説明

- 駅前広場等の駐輪場は，駅前から1条通までの駐輪需要1,100台に応じた施設であることから，この
区域において次の施策を実施（資料2ページ）

- * 買物公園宮下1条間に駐輪場案内サイン等の設置

- ・駐輪場案内図を街路灯照明柱に6か所取付け

- ・路面表示及びサインタワーによる路上駐輪禁止の表示

- ・駐輪場付近に案内用サインタワー2か所設置

- * 駐輪場の利用啓発，案内誘導等

- ・自転車整理作業員による駐輪場利用の声かけ

- ・路上駐輪自転車への駐輪場案内図を掲載した利用啓発札の貼付

- * 市内全高等学校への駐輪場利用案内及び生徒指導依頼の実施
- 現在の路上駐輪，駐輪場の利用状況（資料 3 ページ）
 - * 宮下通 - 1 条通間の路上駐輪の状況
 - H24 年度 234 台/日 → H25 年度 82 台/日（△153 台/日，6/1～6/30 までの日平均）
- 駐輪場の供用開始後に市民から寄せられた意見（資料 4 ページ）
 - * 駐輪場について
 - * 買物公園での駐輪対策について

【質疑】

委員：自転車ラックの設置数について，春先に比べ増えたのか。

事務局：ラックを置ける場所が限られ，地先の了承を得て設置するため増設は難しいことから，平成 24 年度と変わっていない。

座長：これまでも地先に設置をお願いして，断られながらも置けるところには置いてきたのだとしたら，これから増える可能性は少ないと考えるがどうか。

事務局：増設を目指して地先の方々の了解を得る努力を続けるとともに，商店街の協力を得て設置を求めるなど，なお努力する考えである。

委員：歩道上だけでなく，民地に自転車ラックを設置する考えはあるか。

事務局：自転車ラックを置くことが可能な空地が少ないことから民地には難しいが，地先の商店主，商店街などの協力を得て，その敷地内に置かせていただくことも検討していきたいと考えている。

委員：駅前広場に自転車で乗り入れ，駅舎の中を通過して忠別川の方へ通り抜ける心ない方がいる。駅前広場への自転車乗入れ禁止のサイン設置など，何らかの対策があつたらお聞かせ願いたい。

事務局：駅舎を自転車で横断する方がいるということは，この場で初めて知ったものであるため，これへの対策は想定していなかった。

委員：路上での誘導案内によって通勤通学の自転車の多くは駐輪場を利用するようになったが，未だに路上に長時間駐輪する通勤や通学と思われる自転車がある。買物客は，商業施設付近の自転車ラックが通勤通学の自転車で埋まってしまい利用できないことから，やむを得ず路上に駐輪する状態にある。このような客へも駐輪場へ行くよう誘導案内されており，こうした現状にストレスを感じて買物等に来なくなることを商業者としては懸念している。そこで，10:00～17:00 間の誘導案内を 10:00 以前にも実施すれば，例えば 6:00～10:00 の間にも行えば長時間の路上駐輪等を抑制できると思うがどうか。また，放置自転車の撤去実績についても教えて欲しい。

事務局：10:00 以前の誘導案内について，人員配置可能かどうか業務受託者と協議する。撤去実績については，今年度はこれまでに 5，6 月と 2 回実施し，約 90 台を撤去した。

座長：通勤通学の自転車利用者には駐輪場を利用してもらい，買物客が商業施設付近の自転車ラックに駐輪できるようになれば良いと思うが，置きやすい場所に置くというのは利用者の心理的必然であると想像され，これをどう駐輪場へ誘導するのが課題だ。

副座長：自転車ラックなどの駐輪施設の利用対象を，商業施設利用者の方に制限するのは難しいと思うが，現在，自転車で埋まってしまっている自転車ラックを商業施設の利用が中心になるような方策を取ることができれば，例えば商業施設前の路上ではなく自転車ラックに駐輪する利用者には割引ポイントがつくなどのインセンティブを与えて誘導すれば路上駐輪を減らせると思うがどうか。

委員：商業者が自転車利用者にインセンティブを与えて駐輪施設へ誘導することについて考えてみたがコスト的に厳しい。今、自動車で来る買物客にはインセンティブを与えており、バスも一部しているところはあるが、自転車へのインセンティブは商業者としてコスト的に厳しいと考えている。

委員：逆に買物客と通学利用の自転車を見分けるために、通学用自転車には学校のシール貼付を義務化すること、通学用自転車は駐輪場に置くよう学校で指導することを各学校にお願いして、それでもなお路上に駐輪している通学用自転車については駐輪場へ行くよう指導できるような仕組みがあれば良い。

座長：通勤通学用の自転車を見分ける方法として、シールやタグを付けることで、路上での指導が可能になるのなら、検討の余地があるのではないか。

委員：さきほどの視察で、高架下駐輪場に、市外（上川管内）の高校のシールが貼られている自転車があった。持ち主は朝そこへ自転車を置いてJRに乗って市外の高校へ通学しているものと思われる。市内の高校へは市からいろいろと協力やお願いをしているが、上川管内すべてにというのは難しいかもしれない。それでもシールを貼るのは効果があると思う。

委員：旭川市内の高校では、生徒に自転車通学の許可を与えた場合、通学用自転車に学校のシールを貼らせている。高校名と許可の年度及び番号がシールに記載されているので、どの学校の生徒の自転車かすぐに判別できるようになっている。どの学校でも、通学に自転車を利用する生徒は、学校に届出をして、必ず学校のシールを自転車の後ろの泥よけに貼って登校しなければならない仕組みになっており、学校名やシールに記載された番号がわかれば学校での対応が可能である。

座長：学校の許可を受けずに自転車を利用する高校生はいないのか。

委員：ゼロとは言えないが、学校の自転車置き場にシールのない自転車があれば必ず届出をさせ、シールを貼らせているので、ルールの遵守はほぼ100%と思う。

委員：自分の家から駅まで来て、駅から公共交通機関を使って通学する場合は、学校へ自転車を乗り入れる訳ではない。こういう自転車は許可のシールは貼らないのか。

委員：台数は多くないと思うが、学校に乗ってこない自転車にシールは貼られていないと思う。

委員：通学経路に自転車の使用があれば許可の対象とすることが必要と思うがどうか。

座長：さきほどの話で、駅まで自転車に来てJRで通学する生徒の自転車にも高校のシールが貼られていたということは、通学のどの部分であっても自転車を使う場合はシールを貼る、許可を受ける必要があるという指導を高校がすればルールを徹底できる可能性はある。

委員：そういう指導を各高校でしているが、学校まで乗ってこない自転車については確認困難であるのが難点である。

委員：買物客と区別する必要からシールの貼ってある自転車は買物で利用する場合であっても駐輪場を利用してもらうように誘導してゆくことと、通学経路のどの部分であっても自転車を利用する人は、学校の許可を受けシールを貼ることを市内や市外の列車を利用して通学する可能性のある各学校に市がお願いして行くことが必要と思う。

委員：買物公園の路上駐輪のうち、高校のシールが付いたものは今年の調査で2、3割くらいであり、高校生と買物客以外では、中心部に勤めている者の通勤用自転車が多いと思われる。以前に大型店何店かだけを調査したときに、そういう通勤者が100人位いた。買物客が店舗付近の自転車ラックを利用できるようにするためには、従業員には1条通までだけではなくもう少し幅広い地域で駐輪場を利用させていただきたいと考える。商業者が従業員の自転車利用を把握し、駐輪場の利用を従業員に指導等

するようにして、お客様へのサービスを高めていくことが大事ではないか。

座長：買物客が店舗付近の自転車ラックを利用しやすくするためにどういう体制がとれるか、今までの意見を参考に施策を検討する必要がある。

また、今回の視察で感じたことだが、駅前広場駐輪場（駅北広場）は、場内が広いことから駐輪場所が特定しにくく、場内の案内表示を番号や色分けなどでデザイン的に工夫し、利用しやすくする必要がある。駅北広場の方が職場に近いにもかかわらず高架下の駐輪場を利用する者がいるのは、高架下は 200 台の駐輪台数で駐輪した位置が分かりやすく、距離は遠くなくてもその人の感じる利便性で駐輪場所を選択するということもあるからだろう。利用者の心理的な面なども考慮して施策を工夫する余地がある。駐輪場のサインなども道路等から見やすいものを整備する必要がある。

5-(3)イ 自転車の放置禁止区域設定の可否等について

放置禁止区域について、資料に基づき事務局から説明

- ・自転車の放置禁止区域の内容
- ・区域設定の考え方
- ・放置禁止区域の設定を検討している場所
- ・放置禁止区域を設定することによる地域等への影響（資料 5 ページのとおり）

【質疑】

委員：現状でも放置自転車は期間と手続きを経て撤去している。禁止区域を設定すると、区域の内外で放置自転車に対する撤去の取扱いが異なることになるが、どちらも撤去することには変わりがない。区域内では条例に基づき強制的に撤去する、一方、区域外ではこれまでと同様に指導をして期間と手続きを経て撤去するという理解で良いか。

事務局：現在行っている撤去は、駐輪されて数日間移動のない自転車について、色テープ等でマーキングし、移動がないものに注意札、警告札を取り付け一定期間観察して同じ場所で放置されていることを確認してから、路上のいわゆる落とし物として撤去を行い、遺失物法に基づき警察署に拾得物の届出を行っているのだが、放置禁止区域を設定した区域では、条例で利用者が自転車を離れてすぐに動かすことができない自転車について撤去できることを定めるものであるため、路上駐輪自転車に警告札を取り付け、一定時間経過後に警告札が取り外されていない自転車を撤去することになり、撤去までの時間が異なることとなる。また、現在行っている撤去では返還時の費用徴収を行っていないが、放置禁止区域内で条例に基づき撤去した自転車を所有者に返還するときには撤去保管にかかる費用を徴収することになり、今とは取扱いが異なる。

委員：禁止区域の周辺で路上駐輪が大量に発生したときなどには、その場所を管理する者が対策を行うことになるのか。国道管理者としては道路法に基づく代執行か簡易代執行による対応となるため、迅速な対応は難しく、また、遺失物法に基づいて処理できるような管理をしていないことから、こうした処理も難しいと考えている。

座長：禁止区域は買物公園以外も対象エリアとするのか、自転車ラックに駐輪するものは規制対象外となるのか。また、駅周辺などに禁止区域を設定している多くの都市では、区域周辺に集中する不法駐輪をどう処理しているのか。

事務局：規制範囲は、緑橋通と平和通買物公園を挟んで昭和通までの、7丁目8丁目の区域で、駅前

広場から1条通までの区域を禁止区域に、規制対象は、駐輪施設以外の公共の場所に駐輪された自転車とする考えであるので、自転車ラックに置いてあるものは規制対象外となる。また、他都市の状況については、禁止区域外では一定の期間放置されていることを確認する必要があるため、基本的には指導で対応することになるが、指導だけではなかなか違法状態が解消しない。ため、禁止区域を拡大するなどして対応しても、結局、新たな区域の周辺に駐輪が集中する状況になることから、どの自治体も対策に苦慮していると聞いている。

委員：旭川駅の西側に新しい商業施設が計画されていると聞いている。この商業施設に自転車による来訪者数に見合った駐輪施設が計画されていれば禁止区域の指定も可能と思うが、駐輪施設が足りなければ宮下通などに路上駐輪が集中することなども想定される。これについて考えがあれば聞きたい。

事務局：一定の規模以上の商業施設については、「旭川市駐輪場の設置等に関する条例」により、床面積に応じた駐輪施設の設置を義務化しているため、需要に応じた台数分は確保されると考えている。

委員：商業者としては、買物公園全体が禁止区域に設定されるのなら、この地域全体が同じ条件となることから致し方ないと考えるが、狭い範囲で禁止区域を設定されると、違反になるところとならないところが近接して存在することになり、禁止区域内の商業者は不利な条件下に置かれる。禁止区域の範囲については商店街でも意見が分かれると思うが、区域内の商業者には厳しい環境と感ぜられるのではないかと。

座長：今年度から利用ができるようになった新設駐輪場の容量1,100台に合わせて1条通までを禁止区域にするという事務局の説明であるが、駐輪場基本計画を検討したときには、4条通までを禁止区域にして、その後状況を見ながら北の方へ区域を広げていくという結論だったと思う。個人的には、4条通までではなくせめて2条通の大型店くらいまでを広く禁止区域にするべきではないかと思うが、この点についても皆さんの御意見を伺いたい。

委員：前回の懇談会で、駐輪場の1,100台は1条通までの需要に応じた駐輪環境が整備されたことから禁止区域は1条通までというふうに思っていたが、今日、駅前広場の駐輪場を見たときに、900台の半分くらいの利用だったので、少なくとも2条通までは駐輪場を利用するよう啓発しても良いのではないかと思う。買物客は1条通までの禁止区域と1条通以北とで、撤去までの時間が違うため、必然的に禁止区域内には行きにくい状況になる。どこかで線引きしなければならないが、こうしたことを整理する必要がある。

座長：買物公園は歩行者専用道路であり、これまでも自転車に乗ることや駐輪することは禁止されていた。買物公園の路上駐輪は、歩行環境を阻害し、景観上も問題があるにもかかわらず、これまで不法状態が見過ごされてきた経過を勘案し、法的な規制の網をかけて整理していこうというのがこの計画の発端であった。狭い区域から徐々に広げるのではなく、ある程度広く区域を設定した方が良いのではないかとというのが率直な印象である。この点について忌憚りの無い意見を伺いたい。

委員：駅前広場駐輪場の利用について、以前にアンケート調査を行ったところ、駐輪場から離れるにしたがって利用しない旨の意見が多かったことから、駐輪場は1条通までの駐輪需要に対応する施設として、1条通以北については自転車ラック等の駐輪施設を分散配置してその需要に応じることとしたもので、禁止区域の範囲を広く取るのであれば、1条以北の需要に応じた駐輪施設を用意できるかということも検討すべきである。

副座長：買物公園で買物客等にアンケート調査をしたところ、自転車を置く場所から半径200mの圏域を超えて買物等には行かないという結果が得られており、広く禁止区域を設定する場合には、駐輪場から

離れた区域の店舗は商業的損失を被ることが見込まれる。こうした区域には公開空地などへの自転車ラックの設置など駐輪環境を準備した上でなければ、商業者と買物客に乱暴な措置となってしまうことから、少し時間をかけて条例化を進めることが良いと思う。

座長：どのエリアを禁止区域にすべきかという点について御意見を

委員：禁止区域の設定については、商業施設近くで駐輪可能かどうかによって商業者の売上げに影響があると思われることから、既設の駐輪施設に買物客が駐輪できるスペースを確保するため通勤通学利用の自転車を駐輪場へきちんと誘導し、区域内の商業者の理解や合意を得ながら、実施の時期を検討していく必要があると考える。禁止区域は、駐輪需要に応じた駐輪施設の設置など区域設定の環境を整えてから行うべきで、最初から禁止区域を広く設定すべきではないと思う。

座長：禁止区域はさしあたり1条通までの区域とし、いつから実施するのが課題ということか。

委員：基本的に路上駐輪は一切して欲しくないが、買物客の駐輪をどうするのか、地元の理解や買物客へのサービスなどを考えていき、どのような対象物を放置禁止にするのか整理する必要がある。例えば、長時間の駐輪となる従業員などの通勤用自転車や通学用自転車については離れた場所であっても駐輪場に必ず駐輪するようにし、買物客が利用できる自転車ラックが用意されてはじめて禁止対象が定まってくるのではないかと。そして各エリアの禁止対象物が決まってくるものと思う。

委員：1年程度の周知期間を設けて、禁止区域に設定したことをしっかり啓発すれば禁止区域のエリアを広げにすることも可能ではないか。長期間置かれて明らかに放置されたものは積極的に撤去すべきと思うが、買物で1時間程度の駐輪自転車を撤去するのはやり過ぎと感ずるので、時間をかけてやった方が良いと思う。

座長：委員の皆さんからあった放置禁止区域に関する御意見について、事務局で整理をして次回具体的な案を提示するというので良いか。

副座長：条例を作れば撤去費用等の行政コストの増大が懸念される場所であるが、現在、駐輪場の利用についての認知作業を精力的に進めており、若干ではあるが改善が見られている状況にある。住民の駐輪マナーが向上すれば最もコストがかからずにこの問題を解消して行ける可能性もあることから、条例に関する議論については、作ることが前提なのか、作らないことも含めて考えているのか確認したい。

事務局：条例を作って規制をかけることも、この問題を解決する選択肢の一つと考えており、必ず作るということではない。

副座長：作らないことも含むということで良いか。

座長：そういうことで良い。

委員：今回示された禁止区域の案は、事務局で一定のシミュレーションした結果のものと思うが、駐輪場が利用開始となってからの路上駐輪や駐輪場の利用状況は、事務局が想定していた範囲内なのか。その想定と軌を一にした状況であれば禁止区域のエリアも一定の意味を持つが、違った状況になっている場合は別な考え方も出てくると思うので、次回に現状とその考え方等も含めて教えて欲しい。

座長：ほかに発言がなければ本日の検討懇談会はこの辺で終わりにしたいと思う。

事務局：本日の議事録については、次回第3回会議までの時間的余裕がないことから、座長と副座長に内容を確認いただき、了解を得た上で公表する考えであるので、御理解いただきたい。

一同：了解